

令和7年第1回

福岡地区水道企業団議会(定例会)議案

福岡地区水道企業団

目 次

議案第 1 号 令和 6 年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案（第 1 号）

議案第 2 号 令和 7 年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案

議案第 3 号 福岡地区水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する
条例の一部を改正する条例案

議案第 4 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

議案第1号

令和6年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案（第1号）

△印減

（総 則）

第1条 令和6年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。

第4項の設備費 事業費「6,071,091千円」を「7,263,203千円」に改める。

（収益的支出）

第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

		支 出		
（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	水道用水供給 事業費用	12,058,206千円	△ 69,000千円	11,989,206千円
第1項	営業費用	11,954,078千円	△ 69,000千円	11,885,078千円

(資本的収入及び支出)

第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「5,072,790千円」を「6,152,482千円」に改める。)

(科 目)	収 入		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的収入	4,391,054 千円	112,420 千円	4,503,474 千円
第2項 国庫補助金	711,263 千円	112,420 千円	823,683 千円

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的支出	9,463,844 千円	1,192,112 千円	10,655,956 千円
第1項 設備費	6,071,091 千円	1,192,112 千円	7,263,203 千円

令和7年2月3日提出

福岡地区水道企業団
 企業長 名古屋 泰之

議案第2号

令和7年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案

(総 則)

第1条 令和7年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 用水供給先 福岡市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、春日那珂川水道企業団、古賀市、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町、篠栗町、新宮町、宗像地区事務組合、糸島市
- 2 年間総供給水量 91,567,674 立方メートル
- 3 一日平均供給水量 250,870 立方メートル
- 4 主要な建設改良事業

	設備費	事業費	
			7,959,118 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道用水供給事業収益		13,059,071 千円
第1項 営 業 収 益		11,697,975 千円
第2項 営 業 外 収 益		1,361,096 千円
	支	出
第1款 水道用水供給事業費用		12,582,911 千円
第1項 営 業 費 用		12,460,122 千円
第2項 営 業 外 費 用		117,636 千円
第3項 特 別 損 失		153 千円
第4項 予 備 費		5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,292,181千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		5,210,569 千円
第1項	企業債		3,315,000 千円
第2項	国庫補助金		998,709 千円
第3項	出資金		882,733 千円
第4項	その他の資本的収入		14,127 千円
		支	出
第1款	資本的支出		10,502,750 千円
第1項	設備費		7,959,118 千円
第2項	国営事業等負担金		1,454,364 千円
第3項	償還金		1,044,396 千円
第4項	国庫補助金返還金		39,872 千円
第5項	予備費		5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
寺内ダムの管理に係る負担金	令和8年度から 水利使用期間	千円 寺内ダム施設の管理費に1,000分の154.7を乗じた額のうち1,000分の908.1相当額
筑後大堰の管理に係る負担金	令和8年度から 水利使用期間	筑後大堰施設の管理費に1,000分の114を乗じた額相当額
海水淡水化施設維持管理業務委託	令和8年度から 令和11年度まで	3,687,000
海水淡水化施設修繕工事 (令和7年度分)	令和8年度	381,000
送水施設修繕工事 (令和7年度分)	令和8年度	62,000
海水淡水化施設設備更新工事 (令和7年度分)	令和8年度から 令和12年度まで	令和8年度以降 13,871,000
牛頸浄水場等設備更新工事 (令和7年度分)	令和8年度から 令和9年度まで	令和8年度以降 1,321,000
管路整備工事 (令和7年度分)	令和8年度から 令和9年度まで	令和8年度以降 3,649,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
設備費	千円 3,315,000	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から借り入れる。起債時期は令和7年度とする。 ただし、工事又は財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度以降に繰り越して発行又は借り入れることができる。	% 5.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に元利金又は元金を均等に償還し、証券発行の細目は企業長の定めるところによるものとする。 ただし、償還方法については融資条件により変更することができる。 なお、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(構成団体からの補助金)

第9条 水源開発施設整備の支払利息にあてるため構成団体から補助を受ける金額は、9,316千円である。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類	名称	数量
工具器具及び備品	液体クロマトグラフ質量分析計	1台

令和7年2月3日提出

福岡地区水道企業団
企業長 名古屋 泰之

議案第3号

福岡地区水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月3日

福岡地区水道企業団
企業長 名古屋 泰之

理由

この条例案を提出したのは、水道法施行令等の一部改正に鑑み、これを基に制定している福岡地区水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例を改正する必要があるによる。

福岡地区水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

福岡地区水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成25年福企条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条及び第19条第3項」を「法第12条及び法第19条第3項」に改める。

第3条第1号中「）の」を「）において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれに相当する課程」に、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「以上水道」を「以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定す

る水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「あつては1年」を「あつては2年」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「(第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第3条第4号中「中等教育学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。)」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第3条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「学校において、」の次に「第

1号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第4号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月3日

福岡地区水道企業団
企業長 名古屋 泰之

理由

この条例案を提出したのは、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が、施行されることに伴い、関係条例の規定の整理を行う必要があるによる。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（福岡地区水道企業団議会の個人情報保護に関する条例の一部改正）

第1条 福岡地区水道企業団議会の個人情報保護に関する条例（令和5年福企条例第4号）の一部を次のように改正する。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和48年福企条例第9号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（福岡地区水道企業団企業長等退職手当支給条例の一部改正）

第3条 福岡地区水道企業団企業長等退職手当支給条例（昭和52年福企条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）

(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。